

2023年度事業報告書

2023年4月1日～2024年3月31日まで

特定非営利活動法人 消費者機構日本

1. 事業の成果

(株)ワンメッセージに対する被害回復訴訟の上告審において、一審・二審の却下判決が取り消され、東京地方裁判所に差し戻す旨の判決を得ることができました。下級審の判断が消費者裁判手続特例法（以下、特例法）の適用範囲を著しく狭め、その立法の意義を大きく減殺するものであったところ、今回の最高裁判決は特例法の立法趣旨に適う判断であり、また、判決文全体としても消費者法制に対する正しい理解と良識が感じられ、今後の消費者団体訴訟制度の運用に良い影響を与えるものと評価できます。

(株)エーチーム・アカデミーに対する差止請求訴訟においても、相手方による上告受理申立てを不受理とする最高裁判所の決定が示されました。これにより入学時諸費用の権利金の性格を否定し中途解約時の返還を要するとした控訴審判決が確定することとなり、今後の同種消費者紛争に良い影響を与えるものと期待できます。

山梨県に対する差止請求訴訟は、「医師キャリア形成プログラム」を離脱する際に課される高額な違約金を消費者契約法違反として訴えた裁判ですが、より広く地域医療をめぐる社会的課題と人権について問いかけるものと言えます。この裁判を一つのきっかけとして、地域医療・医師偏在への対応は、高額な違約金で個人の将来の選択権を縛ることによるのではなく、医師の労働環境の整備など別の方策が検討されるべきであるといった社会的な議論が喚起されることを期待しています。

2023年度は消費者庁の消費生活相談機能強化促進等補助金を活用し、これまで経験の薄かった不当勧誘について事案毎にチームを組んで進めました。また、不当な勧誘行為に速やかに対応していくためには、端緒段階から手がかりとなる情報を得る必要があることから、同補助事業の中でホームページの情報受付フォーム等の改善を図りました。

運営面では、弁護士報酬決定の透明性と納得性の確保という観点から、理事会の下に新たに報酬審査委員会を設置しました。

財政面では、2022年度末日に順天堂大学からの賠償金が振り込まれたため、前期決算では一時的に正味財産が大幅に増加しましたが、今期はその後の費用の支払い等を行った結果、正味財産は前期よりも減少しました。

2. 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数 (人)	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額
(1) 不当な約款等の是正事業	検討事案選定会議 消費者等から寄せられた情報について検討し、次の点を協議した。 ・検討チーム等の議題とすべきか否か ・情報提供者への助言内容	4/12	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	10	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	1,241千円
		5/17		9		
		6/14		10		
		7/12		10		
		8/23		9		
		9/20		10		
		10/18		11		
		11/15		9		
		12/13		10		
		1/24		9		
		2/21		9		
	常設検討チーム 不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について、当該事業者への是正申し入れ	第1検討チーム	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加		その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
		4/26		14		
		6/8		14		
		7/31		9		
		8/22		9		

(2) 差止請求 関係業務	検討事案選定会議 消費者等から寄せられ た情報について検討 し、次の点を協議し た。 ・検討チーム等の議題 とすべきか否か ・情報提供者への助言 内容	4/12 5/17 6/14 7/12 8/23 9/20 10/18 11/15 12/13 1/24 2/21	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	10 9 10 10 9 10 11 9 10 9 9	その成果 は、不特定 多数の消費 者に及ぶ	6,903 千円
	常設検討チーム 不当な約款、勧誘行 為、及び広告その他表 示等について、当該事 業者への是正申し入れ 書、当該事業者からの 回答評価と対応、及び 公表内容等を検討し た。	第1 検討チ ーム 4/26 6/8 7/31 8/22 9/12 10/19 11/20 12/20 3/11	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	14 14 9 9 10 9 9 8 10	その成果 は、不特定 多数の消費 者に及ぶ	
		第2 検討チ ーム 4/20 5/23 6/16 7/26 9/4 10/11 12/11 2/6 3/7		15 15 13 11 11 11 11 10 11		
		第3 検討チ ーム 7/24 9/7 10/16 11/29 12/18 2/13 3/12		10 10 10 10 10 11 11		
	分野別検討チーム 相手方事業者の業種毎 にチームを設置し、不 当な約款、勧誘行為、 及び広告その他表示等 について、当該事業者 への是正申し入れ書、 当該事業者からの回答 評価と対応、及び公表	建築請負検 討チーム 4/27 5/25 11/2 11/30 1/23 2/13 3/18	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	6 6 5 5 5 5 5	その成果 は、不特定 多数の消費 者に及ぶ	

	内容等を検討した。					
	不動産賃貸 借検討チー ム					
	10/26 12/18 1/31 2/19 3/11			6 5 6 6 6		
	差止請求委員会 検討チームの提案を検 証し、理事会議案とし て確定した。また、自 らも理事会議案となる 提案を行った。	5/10 6/20 8/30 9/25 11/1 11/28 1/5 2/28 3/26	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	11 8 9 11 9 9 12 12 13	その成果 は、不特定 多数の消費 者に及ぶ	
	勧誘案件チーム	勧誘 G チー ム会議 8/21 11/28 12/25	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	4 4 4	その成果 は、不特定 多数の消費 者に及ぶ	
		勧誘 L チー ム会議 8/27 10/17 10/31 12/26 2/22 3/15		4 4 4 4 5 5		
		勧誘 S チー ム会議 9/20		5		
		勧誘 O チー ム会議 12/25		4		
		優良誤認 S チーム会議 12/19 1/10 1/31 2/20 3/4 3/8 3/11		4 4 4 4 3 4 4		

		情報機能強化検討会議 7/13 7/23 7/25 9/13 9/25 11/22 1/16		2 2 3 4 4 4 3		
	委任前弁護士準備会議 差止訴訟提起前の弁護士 団会議	山梨県弁護士 団準備会議 8/10 8/31 9/25 10/24	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	5 5 5 5	その成果 は、不特定 多数の消費 者に及ぶ	
	委任後弁護士団会議 差止訴訟提起後の弁護士 団会議	エーチーム 弁護士団会議 4/10 5/13 5/30 6/14 IBJ 弁護士 団会議 9/19	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	5 5 5 5 4	その成果 は、不特定 多数の消費 者に及ぶ	
(3) 被害回復 関係業務	検討事案選定会議 消費者等から寄せられ た情報について検討 し、次の点を協議し た。 ・検討チーム等の議題 とすべきか否か ・情報提供者への助言 内容	4/12 5/17 6/14 7/12 8/23 9/20 10/18 11/15 12/13 1/24 2/21	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	10 9 10 10 9 10 11 9 10 9 9	その成果 は、不特定 多数の消費 者に及ぶ	15,570 千円
	常設検討チーム 情報提供を受けた事案 を分析し、被害回復制 度で対応できるか否か を検討した。	第1 検討チ ーム 4/26 6/8 7/31 8/22 9/12 10/19 11/20 12/20 3/11 第2 検討チ ーム 4/20 5/23 6/16 7/26	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	14 14 9 9 10 9 9 8 10 15 15 13 11	その成果 は、不特定 多数の消費 者に及ぶ	

		9/4 10/11 12/11 2/6 3/7		11 11 11 10 11		
		第3検討チ ーム 7/24 9/7 10/16 11/29 12/18 2/13 3/12		10 10 10 10 10 11 11		
	被害回復委員会 検討チームの提案を検 証し、理事会議案とし て確定した。また、自 らも情報提供を受けた 事案を分析し、被害回 復制度で対応できる事 案かどうかを検討し た。	5/8 6/26 8/29 9/27 10/25 11/27 1/9 2/19 3/22	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	17 13 12 14 14 16 15 16 16	その成果 は、不特定 多数の消費 者に及ぶ	
	委任前弁護士準備会議 被害回復訴訟提起前の 弁護士会議	ジェクサ弁 護士準備会 議 4/19 4/21 5/23 6/21 6/29	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	3 2 5 5 5	その成果 は、不特定 多数の消費 者に及ぶ	
		(約款変更 による電気 料金値上げ 事案) 弁護 士準備会議 9/21 10/16 11/13 12/20 1/19 2/5 2/27 2/29 3/13 3/28		4 4 5 5 5 5 6 5 5 5		
		(債務整理 セミナー案 件) 弁護士 準備会議 9/19 10/13		4 4		

		11/20 12/4		4 4		
	委任後弁護団会議 被害回復訴訟提起後の 弁護団会議	ワンメッセ ージ訴訟弁 護団会議 12/25 1/9 1/15 1/29 2/28	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	5 5 5 5 5	その成果 は、不特定 多数の消費 者に及ぶ	
		ジェクサ弁 護団会議 7/13 3/22		4 4		

(4) 消費者被害の調査・研究事業	COJ 全体会議	2/15	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	29	役職員及び 理事・個人 正会員	863 千円
	消費者被害実態調査業務 当機構で受付けた情報 提供について、法的分 析を加え消費者庁に報 告する。	8/8～1/16	千代田区当法 人事務所等	22	その成果 は、不特定 多数の消費 者に及ぶ	

(5) 被害者への支援事業	情報提供者への助言等にとどまり、特段の事業活動を実施していない。	—	—	—	—	0 千円
---------------	----------------------------------	---	---	---	---	---------

(6) 消費者に対する啓発事業	公開シンポジウム	6/13	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	8	一般消費者 ならびに当 法人会員 で、参加者 数は31人	501 千円
	ホームページの設置と運営	月4回程度の更新	千代田区当法 人事務所等	5	不特定多数 の消費者及 び当法人会 員	

(7) 事業者に対する啓発事業	特段の事業活動を実施していない。	—	—	—	—	0 千円
-----------------	------------------	---	---	---	---	---------

(8) 政策提言事業	特段の事業活動を実施していない。	—	—	—	—	0 千円
------------	------------------	---	---	---	---	---------

(9) その他事業	特段の事業活動を実施していない。	—	—	—	—	0 千円
-----------	------------------	---	---	---	---	---------

2023年度 活動計算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

特定非営利活動法人 消費者機構日本

(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員 団体A 受取会費	1,600,000		
正会員 団体B 受取会費	60,000		
正会員 個人 受取会費	1,100,000		
協力会員 受取会費	175,000		
賛助会員 受取会費	9,500,000	12,435,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	84,000	84,000	
3 受取助成金			
消費者庁補助金 (消費生活相談機能強化促進等補助金)	11,296,500		
消費者スマイル基金助成金	550,000	11,846,500	
4 事業収益			
消費者庁受託事業収入	1,959,487	1,959,487	
5 その他収益			
諸謝金	406,156		
受取利息	201		
雑収入	26,585	432,942	
経常収益計			26,757,929
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
役員報酬	868,222		
事務人件費	3,167,713		
福利厚生費	945,520		
人件費計	4,981,455		
(2)その他経費			
会議費	2,228,456		
旅費交通費	75,505		
通信運搬費	124,055		
消耗品費	0		
賃借料	690,944		
印刷費	181,813		
調査研究費	0		
委託費	16,711,876		
租税公課	69,567		
支払手数料	13,655		
雑費	0		
雑損失	0		
その他経費計	20,095,871		
事業費計		25,077,326	
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	153,362		
事務人件費	2,669,991		

福利厚生費	782,854		
人件費計	3,606,207		
(2)その他経費			
会議費	184,452		
旅費交通費	29,656		
通信運搬費	376,652		
消耗品費	174,871		
賃借料	98,900		
印刷費	29,414		
調査研究費	76,135		
渉外費	0		
委託費	337,700		
減価償却費	252,050		
保険料	420,000		
租税公課	109,532		
支払手数料	29,687		
雑費	0		
雑損失	0		
その他経費計	2,119,049		
管理費計		5,725,256	
経常費用計			30,802,582
当期経常増減額			-4,044,653
Ⅲ 経常外収益			
基本財産受取利息	85		
経常外収益計		85	
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計		0	
税引前当期正味財産増減額			-4,044,568
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			-4,114,568
前期繰越正味財産額			68,195,381
次期繰越正味財産額			64,080,813

2023年度 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

2024年3月31日現在

特定非営利活動法人 消費者機構日本

科目・摘要	金 額 (単位：円)		
I 資産の部			
1.流動資産			
基本財産（定期預金）	10,093,659		
運用財産			
現金	64,799		
預金	37,070,281		
商品券	50,000		
現金・預金計		47,278,739	
未収金 （消費生活相談機能強化促進等補助金）	11,296,500		
未収金計		11,296,500	
貯蔵品	91,639		
立替金	0		
その他流動資産計		91,639	
流動資産合計		58,666,878	
2. 固定資産			
ホームページ	8,283,437		
固定資産合計		8,283,437	
資産合計			66,950,315
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	947,756		
預り金	361,346		
前受金	13,000		
未払法人税等	70,000		
未払消費税	107,400		
流動負債合計		1,499,502	
2.固定負債			
長期借入金	1,370,000		
固定負債合計		1,370,000	
負債合計			2,869,502
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産額		68,195,381	
当期正味財産増減額		-4,114,568	
正味財産合計			64,080,813
負債及び正味財産合計			66,950,315

2023年度 財務諸表の注記

特定非営利活動法人 消費者機構日本

1 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日公表、2017年12月12日一部改正)によっています。

2 事業別損益の状況

添付[資料1]参照

3 使途等が制約された寄附金等の内訳

今年度は、使途等が制約された寄附金等の受入れはございません。

4 基本財産の取り扱いについて

基本財産は、団体の社会的信頼確保等のために積み立てておき、原則として支出をしない財産です。そのため、定款においても理事会の議決を経なければ取り崩すことができない旨規定しています。

定款第52条で基本財産を(1)正会員団体からの出捐金及び(2)理事会で繰り入れを決議した財産と規定していますが、昨年度まで決算書上は中央労金の定期預金口座に普通預金口座を合算して基本財産として表示してきました。今年度からは通常の入出金を行い得る普通預金口座(年度末残高77,595円)を別に記載し、中央労金定期預金口座の残高を基本財産として記載することとします。

当法人の正味財産は52,784,313円ですが、そのうち基本財産は10,093,659円です。

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
基本財産	10,171,389	85	77,815	10,093,659	減少は普通預金分を別記載としたため。

5 借入金の増減内訳

借入先 東京都 借入の目的 被害回復訴訟費用への充当

これらの借入金は各訴訟のためのものであり、その返済時期は当該訴訟の終結後となります。

科目	期首残高	当期借入	当期返済	科目移動	期末残高
1年以内返済長期借入金	4,489,234	0	4,489,234	0	0
(内訳)順天堂大訴訟	4,489,234	0	4,489,234	0	0
長期借入金	1,370,000	0	0	0	1,370,000
(内訳)ワンメッセージ訴訟	1,370,000	0	0	0	1,370,000

6 無形固定資産(ホームページ)の増減内訳 ※償却期間5年 定額法

摘 要	取得価額	年度	各年度償却額	減価償却累計額	期末残高
ホームページ レスポンス化 (供用開始2020年9月)	572,000	2020年度	66,733	66,733	505,267
		2021年度	114,400	181,133	390,867
		2022年度	114,400	295,533	276,467
		2023年度	114,400	409,933	162,067
ホームページ 情報受付機能強化 (供用開始2024年3月)	8,259,020	2023年度	137,650	137,650	8,121,370

7 役員及びその近親者との取引の内容

事業費の事務人件費、福利厚生費には使用人兼務役員分も含まれていますが、支給対象者数が少ないため個人情報保護の観点から金額の明示を省略しています。その他の役員及びその近親者、並びに役員が代表を務める法人との取引については、いずれも合計額が100万円以内であるため記載していません。

8 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必

(1) 事務人件費・賃借料・印刷費(コピー代)・福利厚生費(年金・健康保険料・通勤交通費代・健康診断料)を事業種別毎に日常的に区分することは不可能なため、別紙の基準で区分した。

(添付[資料2]-1、[資料2]-2参照)

(2) 事業費に区分した後の事務人件費、賃借料、印刷費(コピー代)、福利厚生費(年金・健康保険料、通勤交通費代、健康診断料)の事業ごとの配賦について、業務量に準じて配賦する趣旨から、それぞれの事業ごとの主要な会議の開催時間に応じて配賦した。(添付[資料2]-3参照)

(3) いくつかの事業にまたがる会議に係る費用を各事業毎に区分する基準については、添付[資料3]参照。

(4) 順天堂訴訟の成功報酬のうち1,199,305円について、将来の弁護士費用に充てるため当機構口座に留保している。(普通預金預り金口座(三井住友銀行))

(消費者契約法第31条第3項第5号関係) 消契法第29条、特例法第90条による補足資料

2023年度 消費者機構日本 活動計算書 差止請求関係業務及び被害回復関係業務等を区分したもの

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

	差止請求関係業務	被害回復関係業務	不特定かつ多数の消費者の利益の擁護 を図るための活動に係る業務	管理部門計	合計
I 経常収益					
受取会費	0	0	0	12,435,000	12,435,000
受取寄附金	0	0	0	84,000	84,000
受取補助金	11,296,500	0	0	0	11,296,500
受取助成金	300,000	250,000	0	0	550,000
事業収益	0	0	1,959,487	0	1,959,487
諸謝金	0	0	0	406,156	406,156
受取利息	0	0	0	201	201
雑収入	0	0	0	26,585	26,585
経常収益計	11,596,500	250,000	1,959,487	12,951,942	26,757,929
II 経常費用					
役員報酬	192,699	309,295	366,228	153,362	1,021,584
事務人件費	1,187,495	1,443,098	537,121	2,669,991	5,837,705
福利厚生費	354,451	430,746	160,324	782,854	1,728,375
会議費	538,185	926,985	763,286	184,452	2,412,908
旅費交通費	42,060	33,445	0	29,656	105,161
通信運搬費	63,962	59,677	416	376,652	500,707
消耗品費	0	0	0	174,871	174,871
賃借料	368,764	234,791	87,389	98,900	789,844
印刷費	57,462	98,361	25,991	29,414	211,228
調査研究費	0	0	0	76,135	76,135
渉外費	0	0	0	0	0
委託費	4,072,876	11,979,000	660,000	337,700	17,049,576
減価償却費	0	0	0	252,050	252,050
保険料	0	0	0	420,000	420,000
租税公課	19,244	49,923	400	109,532	179,099
支払手数料	5,335	4,360	3,960	29,687	43,342
雑費	0	0	0	0	0
雑損失	0	0	0	0	0
経常費用計	6,902,533	15,569,681	2,605,115	5,725,256	30,802,585
当期経常増減額	4,693,967	-15,319,681	-645,628	7,226,686	-4,044,656

[資料 2]－1

1. 事業費と管理費の区分の基準

- (1) 事務人件費（いったん管理費に仮計上した 2 名分についての取り扱い。）

従事時間割合に近似にするために、主に従事している業務の性格によって、以下のよう区分します。

区分	内容
事業費	差止請求・被害回復・情報受付担当の全額
管理費	経理・庶務担当の全額

- (2) 福利厚生費のうち:年金・健康保険料、通勤交通費、健康診断料、退職積立について
（いったん管理費に仮計上した 2 名分についての取り扱い。）

事務人件費に準ずる性格であり、上記事務人件費と同じ区分とします。

- (3) 賃借費（主に OA 機器の賃借料）

業務量割合に近似にするため、下記会議別に会議開催時間をカウントし区分します。

区分	内容
事業費 (合計 190.333h)	検討事案選定会議（11 回 21.75h） 常設検討チーム＜第 1・第 2・第 3＞（25 回 44.583h） 分野別検討チーム（12 回 14.083h） 補助事業（不当勧誘）検討チーム（18 回 24.083h） 補助事業（情報機能強化）検討チーム（7 回 9.0h） 差止請求委員会（9 回 18.333h） 被害回復委員会（10 回 19.5h） 委任後弁護団会議（12 回 12.0h） 委任前弁護団準備会議（23 回 24.0h） 調査研究、啓発、政策提言などの会議（2 回 3.0h）
管理費 (合計 36.5h)	通常総会（1 回 1.0h） 理事会（9 回 18.833h） 報酬審査委員会（2 回 2.0h） 監事監査（1 回 1.167h） 月次事務局会議（9 回 13.5h）
総計 226.833h	

- (4) 印刷費のうちコピー代

業務量割合に近似にするため、賃借料同様会議別に会議開催時間をカウントし区分します。

[資料2]-2 事業費・管理費 区分明細

	金額	備考
事務人件費／事業費	3,167,713	差止請求・被害回復・情報提供受付担当分
事務人件費／管理費	2,669,991	経理・庶務担当分
小計	5,837,704	
福利厚生費／事業費	945,520	年金・健康保険料+通勤費+健康診断費+退職金共済（差止請求・被害回復・情報提供受付担当分）
福利厚生費／管理費	782,854	年金・健康保険料+通勤費+健康診断費+退職金共済（経理・庶務担当分） +その他、職場関係費用100,962円
小計	1,728,374	
賃借料／事業費	690,944	会議時間 190.333時間分（83.9%） 上記割合での按分515,834円に直接配賦分（情報受付機能強化用のアプリ賃借料175,560円）を加える。
賃借料／管理費	98,900	会議時間 36.5時間分（16.1%）
小計	789,844	
印刷費／事業費	181,813	会議時間 190.333時間分（83.9%） 上記割合での按分153,283円に直接配賦分（訴訟費用として直接計上した印刷費28,530円）を加える。
印刷費／管理費	29,414	会議時間 36.5時間分（16.1%）
小計	211,227	

[資料2]－3 消費者機構日本2023年度 事業費配賦明細

事業(大)	事業(小)	各事業の主要会議	時間		事務人件費	福利厚生費	賃借料	印刷費
(1) 不当な約款等の是正事業		検討事案選定会議	5.437	29.273	487,191	145,420	79,265	23,575
		常設検討チーム<第1・第2・第3>	11.145					
		分野別検討チーム (主に差止請求等に係るもの)	3.525					
		差止請求委員会	9.166					
(2) 差止請求関係業務を実施する事業	①共通	検討事案選定会議	5.438	38.276	637,028	190,144	103,644	30,825
		常設検討チーム<第1・第2・第3>	11.146					
		分野別検討チーム (主に差止請求等に係るもの)	3.525					
		差止請求委員会	9.167					
		委任前弁護士準備会議	4.000					
		委任後弁護士会議(エー、IBJ)	5.000					
	②補助事業(不当勧誘)	検討チーム会議	24.075	24.075	400,680	119,598	65,190	19,389
	③補助事業(情報強化)	検討ヒアリング会議	9.000	9.000	149,787	44,709	24,370	7,248
(3) 被害回復関係業務を実施する事業	①共通	検討事案選定会議	10.875	79.709	1,326,597	395,972	215,836	64,193
		常設検討チーム<第1・第2・第3>	22.292					
		分野別検討チーム (主に被害回復に係るもの)	7.042					
		被害回復委員会	19.500					
		委任前弁護士準備会議	20.000					
	②ワンメッセージ訴訟	委任後弁護士会議	5.000	5.000	83,215	24,839	13,539	4,027
	③ジェクサ訴訟	委任後弁護士会議	2.000	2.000	33,286	9,935	5,416	1,611
(4) 消費者被害の調査・研究事業	研究会議	COJ全体会議	1.500	1.500	24,965	7,452	4,062	1,208
(5) 被害者への支援事業	-	-	-	-	-	-	-	-
(6) 消費者に対する啓発事業	公開シンポジウム	総会記念企画	1.500	1.500	24,965	7,452	4,062	1,208
(7) 事業者に対する啓発事業	-	-	-	-	-	-	-	-
(8) 政策提言事業	-	-	-	-	-	-	-	-
(9) その他必要な事業	-	-	-	-	-	-	-	-
合計			190.333		3,167,713	945,520	515,384	153,283

※賃借料の直接配賦175,560円は(2)③に加える。

※印刷費の直接配賦28,530円は(3)②に加える。

【資料3】 2023年度 いくつかの事業にまたがる会議の費用（事業費）に関する事業ごと区分

事業	会議名	区分
(1) 不当な約款等の是正事業	検討事案選定会議	経費の4分の1を計上（(2) (3) と按分）
	常設検討チーム＜第1・第2＞	経費の4分の1を計上（(2) (3) と按分）
	分野別検討チーム（主に差止請求等に係るもの）	経費の2分の1を計上（(2) と按分）
	差止請求委員会	経費の2分の1を計上（(2) と按分）
(2) 差止請求関係業務を実施する事業	検討事案選定会議	経費の4分の1を計上（(1) (3) と按分）
	常設検討チーム＜第1・第2＞	経費の4分の1を計上（(1) (3) と按分）
	分野別検討チーム（主に差止請求等に係るもの）	経費の2分の1を計上（(1) と按分）
	差止請求委員会	経費の2分の1を計上（(2) と按分）
	補助事業（不当勧誘）検討チーム	経費のすべてを（2）に計上
(3) 被害回復関係業務を実施する事業	検討事案選定会議	経費の2分の1を計上（(1) (2) と按分）
	常設検討チーム＜第1・第2＞	経費の2分の1を計上（(1) (2) と按分）
	分野別検討チーム（主に被害回復に係るもの）	経費のすべてを（3）に計上
	被害回復委員会	経費のすべてを（3）に計上
	委任前弁護団会議	経費のすべてを（3）に計上

2023年度 特定非営利活動に係る事業会計財産目録

2024年3月31日現在

特定非営利活動法人 消費者機構日本

科目・摘要	金 額	(単位:円)	
I 資産の部			
1.流動資産			
基本財産（定期預金/中央労金）	10,093,659		
運用財産			
現金 現金手許有高	64,799		
普通預金（三井住友銀行）	23,496,056		
普通預金（中央労金）	77,595		
普通預金預り金口座（三井住友銀行）	1,199,305		
郵便総合口座	44,798		
郵便振替口座（通常）	12,251,977		
郵便振替口座（預り口）	550		
商品券	50,000		
未収金（消費生活相談機能強化促進等補助金）	11,296,500		
貯蔵品（郵便切手、収入印紙）	91,639		
立替金	0		
流動資産合計		58,666,878	
2. 固定資産			
ホームページ	8,283,437		
固定資産合計		8,283,437	
資産合計			66,950,315
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	947,756		
預り金	361,346		
前受金	13,000		
未払法人税等	70,000		
未払消費税	107,400		
流動負債合計		1,499,502	
2.固定負債			
長期借入金（東京都より被害回復訴訟費用の借入）	1,370,000		
固定負債合計		1,370,000	
負債合計			2,869,502
正味財産			64,080,813

上記は、財産目録に相違ない。

特定非営利活動法人 消費者機構日本

理 事 長 菅波 睦子

2023年度年間役員名簿

（前事業年度において役員であったことがある全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）

特定非営利活動法人 消費者機構日本

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名 どちらかに○	(フリガナ) 氏 名		前事業年度内の 就任期間	報酬を受けた期間 (該当者のみに記入)
1	理 事	ナカヤマ ヒロコ		2023年4月1日	年 月 日
		中山 弘子		～ 2024年3月31日	～ 年 月 日
2	理 事	スガノミ アキコ		2023年4月1日	年 月 日
		菅波 睦子		～ 2024年3月31日	～ 年 月 日
3	理 事	ササキ ユキカ		2023年4月1日	2023年4月1日
		佐々木幸孝		～ 2024年3月31日	～ 2024年3月31日
4	理 事	ナガサキ ユミコ		2023年4月1日	年 月 日
		永沢裕美子		～ 2024年3月31日	～ 年 月 日
5	理 事	ムラサキ コ		2023年4月1日	年 月 日
		村 千鶴子		～ 2024年3月31日	～ 年 月 日
6	理 事	イタダニ ノブヒコ		2023年4月1日	年 月 日
		板谷 伸彦		～ 2024年3月31日	～ 年 月 日
7	理 事	イワタ シュウ		2023年4月1日	年 月 日
		岩田 修		～ 2024年3月31日	～ 年 月 日
8	理 事	オオタニ セイコ		2023年4月1日	年 月 日
		大谷 聖子		～ 2024年3月31日	～ 年 月 日
9	理 事	オオトミ ナオキ		2023年4月1日	年 月 日
		大富 直輝		～ 2024年3月31日	～ 年 月 日
10	理 時	キベ ユキエ		2023年4月1日	2023年4月1日
		吉備 幸絵		～ 2024年3月31日	～ 2024年3月31日
11	理 事	コウラ ミチコ		2023年4月1日	年 月 日
		小浦 道子		～ 2024年3月31日	～ 年 月 日
12	理 事	スズキ アツシ		2023年4月1日	年 月 日
		鈴木 敦士		～ 2024年3月31日	～ 年 月 日
13	理 事	セト カズヒロ		2023年4月1日	年 月 日
		瀬戸 和宏		～ 2024年3月31日	～ 年 月 日

事業報告用

14	理 事	ナカミ		2023年4月1日	年 月 日
		長田 三紀		～	～
15	理 事	ナカノ カズコ		2023年4月1日	年 月 日
		中野 和子		～	～
16	理 事	ハシモト ヤスサ		2023年4月1日	年 月 日
		橋本 康正		～	～
17	理 事	ヒラノ ヒロキ		2023年4月1日	年 月 日
		平野 裕之		～	～
18	理 事	フナカ ケイコ		2023年4月1日	年 月 日
		福長 恵子		～	～
19	理 事	ミヤギ アキラ		2023年4月1日	年 月 日
		宮城 朗		～	～
20	理 事	モトキ トキサ		2023年4月1日	年 月 日
		本木 時久		～	～
21	理 事	モリ テツヤ		2023年4月1日	年 月 日
		森 哲也		～	～
22	理 事	ユイネ タエコ		2023年4月1日	年 月 日
		唯根 妙子		～	～
23	監 事	オオキ シゲタカ		2023年4月1日	年 月 日
		大木 茂敬		～	～
24	理 事	ウラコウ ユキ		2023年4月1日	年 月 日
		浦郷 由季		～	～
25	監 事	カミヤマ セイチ		2023年4月1日	年 月 日
		上山 精一		～	～
26	理 事	ゴウノ チカコ		2023年6月13日	年 月 日
		郷野 智砂子		～	～
27	監 事	ゴミ タカキ		2023年6月13日	年 月 日
		五味 孝幸		～	～
				2024年3月31日	年 月 日

社員名簿（社員のうち10人以上の者の名簿）

令和6年3月31日現在

特定非営利活動法人 消費者機構日本

	氏 名	
1	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コン サルタント・相談員協会 代表者 河上 正二	
2	一般財団法人 日本消費者協会 代表者 村 千鶴子	
3	日本生活協同組合連合会 代表者 土屋 敏夫	
4	中山 弘子	
5	菅波 睦子	
6	佐々木幸孝	
7	永沢裕美子	
8	本木 時久	
9	板谷 伸彦	
10	吉備 幸絵	